平成２７年（フ）第３１８号
沖縄県那覇市銘苅３丁目20番34号　レオパレス新都心マティダ105
債務者　玉城　仁美（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４３号
宮城県白石市字柳町47番地
債務者　我妻　　晶
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１８９号
秋田市東通館ノ越９番12号　コーポイーストウェイ23号、前住所秋田市中通３丁目４番47号チサンマンション1001前々住所秋田県由利本荘市大浦字八走21番地11
債務者　佐藤　恵美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０号
秋田市川元小川町１番４号　秋田聖徳会若草ハイム11号
債務者　豊嶋みぐ美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
秋田県にかほ市象潟町字四隅池８番地１
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第９８号
福島県郡山市希望ケ丘24番10号　さくら宿舎102号
債務者　新城美和子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
新潟市西区内野町951番地、前住所新潟市江南区曽野木２丁目22番21号
債務者　川崎　玄喜（旧姓桑野）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１７号
新潟市東区海老ヶ瀬598番地　ＧＡＫＵＥＮヒルズＢ207号
債務者　岩田　昇士
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０４号
長野県松本市高宮北６－３－407　コンフォール高宮、住民票上の住所長野県松本市県２丁目８番22号
債務者　牧野　泰之（旧姓中津川）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１２号
長野県松本市大字惣社37番地12
債務者　村山　牧枝
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６２号
三重県亀山市関町新所1551番地４
債務者　本丸　浩紀
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４２６号
兵庫県西宮市大屋町26番６―505号
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５７号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目３番15号　武庫川コーポＢ－２、前住所兵庫県姫路市香寺町土師985番地
債務者　古角　美華
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６５号
広島県福山市南今津町49番地３
債務者　林　由樹江
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２６０号
愛媛県松山市今在家４丁目13番３号　アメニティＭＡＴＳＵＤＡⅡ202号
債務者　太田智恵子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５２号
北九州市八幡東区尾倉１丁目８番19号
債務者　香川　公隆
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６９号
佐賀県唐津市鎮西町岩野236番地31
債務者　北村　　渚
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部